

# 夜間金庫規定

## 1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

## 2. (利用目的)

夜間金庫は、ご本人名義の当座預金、普通預金その他預金へのご入金の場合のみにご利用ができません。

## 3. (利用手数料)

(1)夜間金庫の利用手数料(基本料金 24,000 円/年間、消費税別途必要)については、毎年3月1日(休日の場合は、翌営業日)に指定の預金口座から自動振替にてお支払いいただきます。(但し1年間を前払いといたします。)

夜間金庫専用入金帳代金は、交付の都度お支払いいただきます。

(2)契約期間中に利用者の申出により解約する場合、もしくは、当金庫の都合で解約する場合、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により払戻します。

## 4. (利用方法)

ご入金の際は、所定の専用入金伝票にご名義、金額等必要事項をご記入のうえ現金、小切手等とともに夜間バッグに入れ施錠して夜間金庫にお差入れください。夜間金庫のご利用に際しては、本約款の他、「夜間金庫ご使用説明書」記載の諸事項をお守りください。

## 5. (預金への入金処理)

(1)お差入れ分はすべて、翌営業日付でのご入金といたします。

(2)ご入金金額が万一、同封の入金票または収納伝票金額と相違する場合は、当金庫にて確認した金額をもってご入金といたします。

## 6. (損害の負担等)

(1)当金庫が内容を確認する以前に当金庫の責に帰すべからざる事由により生じたご損害について、当金庫は一切責任を負いません。

(2)夜間バッグの内容物または、ご本人あるいはその代理人の行為により、当金庫若しくは第三者が損害を受けたときは、ご本人の責任においてその一切を補償していただきます。

## 7. (正鍵等の喪失時取扱い)

夜間金庫扉鍵、夜間バッグあるいはその正鍵を喪失または破損した時は直ちに当金庫にお届けください。

なお、その際は再製費用(夜間バッグ 1 個 4,000 円(消費税別途必要)、鍵は実費)をお支払いいただきます。

## 8. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第9条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

## 9. (解約等)

(1)この夜間金庫は当金庫の都合により何時でも、一時中止または解約することが出来ます。なお、解約の際は夜間金庫扉鍵、夜間バッグおよびその正鍵を直ちに当金庫へご返却ください。

(2)次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこ

の夜間金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの夜間金庫の利用にかかる契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに夜間金庫扉鍵、夜間バッグおよびその正鍵を直ちに当金庫へご返却ください。

- ①夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②利用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
  - ア. 暴力的な要求行為
  - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - エ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - オ. その他前各号に準ずる行為

10. (譲渡・転貸等の禁止)

夜間金庫の金庫扉鍵、夜間バッグおよびその正鍵は、他に転貸、譲渡または質入する事は一切できません。

11. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。当金庫は、本規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ掲載等で公表することにより任意に変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。